

# 社会福祉法人サンフレンズ

## 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)

---

### 1. 計画策定の趣旨

職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、男性職員を含めた育児休業の取得促進を図り、次世代育成支援に積極的に取り組むため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

---

### 2. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

---

### 3. 目標および取組内容

---

#### 【目標1】

常勤職員の平均残業時間を月5時間以内とする。

#### 【取組内容】

- ・毎月、残業時間を集計し、部署別に状況を把握する。
  - ・残業が増加する要因(業務量、会議、記録業務等)を分析し、業務改善を実施する。
  - ・勤務表作成時に業務量の平準化を図り、特定職員への負担集中を防止する。
  - ・管理職が率先して定時退勤を推進し、時間外労働の抑制に努める。
- 

#### 【目標2】

年次有給休暇の取得率を 70%以上とする。

**【取組内容】**

- ・年次有給休暇の取得状況を定期的に確認する。
  - ・取得が進んでいない職員に対し、管理職が計画的取得を促す。
  - ・連続休暇の取得を推奨し、休暇を取得しやすい職場風土を醸成する。
  - ・管理職自らが率先して休暇を取得し、取得促進の模範を示す。
- 

**【目標3】**

男性職員の育児休業取得を促進し、計画期間中に男性の育児休業取得者を累計 5 名以上とする。

**【取組内容】**

- ・育児休業制度および出生時育児休業(産後パパ育休)について、職員へ継続的に周知する。
- ・対象職員が生じた場合、所属長が制度説明および取得意向の確認を行う。
- ・育児休業取得が円滑に行えるよう、業務分担や応援体制を事前に調整する。
- ・育児休業取得者の事例を共有し、男性職員の育児参画を推進する。
- ・年度ごとに取得状況を点検し、必要な改善措置を講じる。

## 社会福祉法人サンフレンズ行動計画

働きたい女性が、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、次のよう  
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日～令和9年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標3：管理職男女比と全労働者男女比が同程度になるように女性管理職を  
62%にする

<対策>

- 令和4年 4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証・見直しを行う
- 令和4年10月～ 管理職候補となる男女労働者に対して管理職育成研修を実施する